

議案第22号

基山町自殺対策協議会設置条例の制定について

基山町自殺対策協議会設置条例を次のように定める。

令和2年6月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町自殺対策協議会設置条例

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく基山町自殺対策計画（以下「計画」という。）を適正に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、基山町自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 自殺対策の諸施策の調整及び実施に関すること。
- (3) 自殺対策に係る関係機関との連携に関すること。
- (4) その他自殺対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 各種関係団体代表者
- (5) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第7条 会長は、協議会の会議ごとに会議録を作成し、会長が指名した委員1人とともに署名しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、当該会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報酬等)

第10条 委員の報酬及び費用弁償については、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(平成26年条例第29号)の定めるところによる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条第1項の

規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

- 3 この条例の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

提案理由

自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく基山町自殺対策計画の推進を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、基山町自殺対策協議会設置条例を制定する必要がある。

令和2年6月12日原案可決